

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(大規模災害等による授業料等の減免) 第3条 条例第9条第1項第1号の規則で定めるものは、 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> とする。 2～4 [略]	(大規模災害等による授業料等の減免) 第3条 条例第9条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。 (1) <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> (2) <u>令和7年2月26日に発生した強風による災害</u> 2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県立学校授業料等条例施行規則の規定は、令和7年2月26日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者に係る入学金、令和6年度以後の年度分の通信制受講料又は同月以後の月分の授業料若しくは寄宿舎料について適用する。